

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

令和 5 年 10 月 18 日

水 曜 日

号 外

目 次

規 則

○富山県地域薬剤師確保修学資金貸与条例施行規則

1

規 則

富山県地域薬剤師確保修学資金貸与条例施行規則を公布する。

令和 5 年 10 月 18 日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第39号

富山県地域薬剤師確保修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富山県地域薬剤師確保修学資金貸与条例（令和 5 年富山県条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特定大学)

第 2 条 条例第 1 条の規則で定めるものは、国立大学法人富山大学が設置する富山大学（以下「特定大学」という。）とする。

(貸与の対象者等)

第 3 条 条例第 2 条第 1 号の規則で定めるものは、特定大学において、修学資金の貸与を受けようとする者を対象とした入学試験であって、一般の入学者を選抜するための入学試験とは別に実施されるものに合格し、かつ、入学した者とする。

2 条例第 2 条第 2 号アの規則で定めるものは、県内に所在する病院又は診療所のうち医療法（昭和23年法律第 205号）第31条に規定する公的医療機関とする。

3 条例第 2 条第 2 号イの規則で定めるものは、条例第 1 条に規定する製薬企業の

うち知事が認めるものとする。

- 4 条例第2条第2号ウの規則で定めるものは、富山県行政組織規則（平成6年富山県規則第14号）で定める本庁又は出先機関とする。

（貸与の申請）

第4条 条例第2条の規定により修学資金の貸与を受けようとする者は、地域薬剤師確保修学資金貸与申請書（様式第1号）を別に定める日までに知事に提出するものとする。

（保証人）

第5条 条例第5条第1項の規定により修学資金の貸与を受けようとする者が立てなければならない保証人は、2人とする。

- 2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担する能力を有し、そのうち1人は親族、1人は富山県内に住所を有する者とする。ただし、知事が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（選考及び決定通知）

第6条 修学資金の貸与を受ける者の選考は、第4条の規定により提出された書類の審査によって行うものとする。

- 2 知事は、修学資金の貸与を受ける者の選考を行ったときは、その結果を申請者及び特定大学の学長に修学資金貸与決定通知書（様式第2号）又は修学資金貸与不承認決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（誓約書）

第7条 修学資金の貸与の決定を受けた者（以下「修学生」という。）は、14日以内に保証人と連署した誓約書（様式第4号）を知事に提出するものとする。

（借用証書）

第8条 修学生でなくなった者は、その事実が生じたとき、直ちに貸与を受けた修学資金の全額について保証人と連署した借用証書（様式第5号）を知事に提出するものとする。

（辞退）

第9条 修学生は、修学資金の貸与を辞退しようとするときは、直ちに修学資金交付辞退届（様式第6号）を知事に提出するものとする。

(休学等により貸与を行わない修学資金の額)

第10条 条例第6条第2項の規定により貸与を行わないものとする修学資金の額は、次の各号に掲げる修学資金の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した額とする。

- (1) 授業料 条例第6条第2項に規定する期間に相当する月数（次号において「対象月数」という。）を12で除して得た数値を条例第3条第1項第2号に掲げる額に乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
- (2) 修学費 対象月数を当該修学生の月額修学費として貸与を決定した額に乗じて得た額
(返還の方法等)

第11条 条例第7条の規定による修学資金の返還は、それぞれ同条各号に掲げる事由の生じた日から起算して貸与を受けた期間（修学資金の貸与を停止された期間を除く。）に相当する期間（知事が認める場合は、この期間と別に定める期間とを合算した期間）内において、修学資金の額を月賦（知事が認める場合に限る。）、半年賦又は年賦の均等払により行うものとする。ただし、繰り上げて返済することを妨げない。

- 2 条例第7条の規定により修学資金を返還する者は、修学資金を返還すべき事由の生じた日（条例第8条各号に該当し、修学資金の返還の債務の履行が猶予されている者にあつては、当該各号に該当しなくなった日）から20日以内に修学資金返還計画書（様式第7号）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。
- 3 条例第8条第3号から第6号までに該当しなくなったことから修学資金を返還する者（月賦による者を除く。）が、同号の規定に該当し、再び修学資金に係る返還の債務の履行の猶予を受けるときは、第1項の規定にかかわらず、直ちに、次の修学資金を返還すべき日とされていた日（次項において「返還予定日」という。）において返還することとされていた額に、知事が定める月の数を半年賦による者にあつては6、年賦による者にあつては12で除して得た数値を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）（次項において「返還額」という。）を返還するものとする。
- 4 前項の場合において、返還額については、当該返還額に係る返還予定日までの

間、条例第10条に規定する延滞利息は生じないものとする。

(返還猶予の申請手続)

第12条 条例第8条の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書(様式第8号)に猶予を受けようとする理由を証する書類を添えて知事に提出するものとする。

(特定大学院)

第13条 条例第8条第2号の規則で定めるものは、大学院(薬学に関する高度な専門知識及び研究能力を修得するための課程又は薬学に関する専門知識に併せて修得することにより、特定薬剤師として従事し、若しくは勤務する場合に有用な専門知識を修得するための課程として知事が認めるものに限る。)とする。

(返還免除の申請手続)

第14条 条例第9条の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書(様式第9号)を知事に提出するものとする。この場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

- (1) 条例第9条第2項の規定により免除を受けようとするとき。 法人の解散又はやむを得ない事由により退職等をした旨を証する書類
- (2) 条例第9条第3項の規定により免除を受けようとするとき。 死亡し、又は心身の故障により修学資金を返還することが困難となった旨を証する書類

(従事勤務期間の計算)

第15条 条例第9条第1項において、地域医療薬剤師として従事した期間又は同一の特定製薬企業若しくは特定行政機関において特定製薬企業薬剤師若しくは特定行政機関薬剤師として勤務した期間(次項においてこれらの期間を「従事勤務期間」という。)を計算する場合においては、地域医療薬剤師、特定製薬企業薬剤師又は特定行政機関薬剤師(以下この項において「地域医療薬剤師等」という。)となった日の属する月から当該地域医療薬剤師等でなくなった日の属する月までを算入するものとする。

- 2 前項の規定により従事勤務期間を計算する場合において、当該従事勤務期間中に育児休業、休職、停職その他これらに準ずる休業(以下この項において「育児

休業等」という。)の期間があるときは、育児休業等の期間の開始の日の属する月から終了の日の属する月までの月数を控除するものとする。ただし、育児休業等の期間が終了した月において、再び育児休業等の期間が開始したときは、その月を1月として控除するものとする。

- 3 条例第9条第1項第1号の規則で定める休業は、特定薬剤師としての従事又は勤務上の負傷及び疾病等に伴う休業（以下この条において「特別休業」という。）とする。
- 4 条例第9条第1項第1号の規則で定める期間は、18年と育児休業及び特別休業の期間とを合算した期間とする。
- 5 前項の規定により育児休業又は特別休業の期間を計算する場合においては、育児休業又は特別休業の期間の開始の日の属する月から終了の日の属する月までを算入するものとする。

（書類の提出）

第16条 条例第11条の規則で定める書類は、在学証明書とし、毎年4月15日までに提出するものとする。

（届出）

第17条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を知事に届け出るものとする。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 学業に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (4) 休学し、又は停学の処分を受けたとき。
- (5) 留年（条例第6条第2項第2号に規定する留年をいう。）したとき。
- (6) 復学したとき。
- (7) 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき、又は保証人が死亡したとき、若しくは破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたとき。

- 2 修学生又は修学生であった者が死亡したときは、直ちにその者の遺族又は保証人は、その旨を知事に届け出るものとする。

-
- 3 修学金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を知事に届け出るものとする。
- (1) 第1項第1号又は第7号に該当したとき。
 - (2) 薬剤師免許を取得したとき。
 - (3) 特定薬剤師として従事していた特定医療機関、又は勤務していた特定製薬企業若しくは特定行政機関を退職したとき。
- 4 修学資金の貸与を受けた者は、毎年4月15日までに住所その他知事が必要と認める事項を知事に届け出るものとする。
- 5 特定薬剤師は、毎年4月15日までに在職証明書を知事に提出するものとする。
(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸与に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

地域薬剤師確保修学資金貸与申請書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

申請者本人 氏名

電話番号 () -

地域薬剤師確保修学資金の貸与を受けたいので次のとおり申請します。

生年月日		年 月 日					
貸与を受けようとする期間及び修学資金	期間	年 月から 年 月まで（計 箇月）					
	金額	入学料		円			
		授業料		年額		円	
		修学費		月額		円	
在学している大学	名称等	入学年月日		年 月 日			
	所在地						
予定連帯保証人	住所				住所		
	氏名				氏名		
	年齢	歳	本人との続柄		年齢	歳	本人との続柄
	職業	(勤務先)			職業	(勤務先)	
	年間所得				年間所得		

家 族 の 状 況	家族の住所 (電話番号)	() —			
	本人と の続柄	氏名	年齢	職業・勤務先	月平均収入 額
知事が修学資金の貸 与を受けた者ごとに 指定する特定医療機 関において薬剤師と して従事し、又は特 定製薬企業若しくは 特定行政機関におい て勤務する意志の有 無					

様式第2号 (第6条関係)

修学資金貸与決定通知書

年 月 日

殿

富山県知事

印

年 月 日付けで申請のありました富山県地域薬剤師確保修学資金を次のとおり貸与することに決定したので通知します。

区分	事項		
決定番号	第 号		
大学名		学部等	学部 学科 第 学年
決定金額	入学料		円
	授業料	年額	円
	修学費	月額	円
交付期間	年 月から 年 月まで		

様式第3号（第6条関係）

修学資金貸与不承認決定通知書

第 号
年 月 日

殿

富山県知事

印

年 月 日付けで申請のありました富山県地域薬剤師確保修学資金の貸与については、次の理由により貸与することを不承認と決定したので通知します。

不承認決定の理由

様式第4号（第7条関係）

誓約書

年 月 日

富山県知事 殿

本人	決定番号	
	住所	
	氏名	印
保証人	住所	
	氏名	印
保証人	住所	
	氏名	印

私は、富山県地域薬剤師確保修学資金の貸与を受けるにつきましては、富山県地域薬剤師確保修学資金貸与条例及び富山県地域薬剤師確保修学資金貸与条例施行規則を守り、大学を卒業し、薬剤師免許を取得した後は直ちに特定薬剤師となることを誓います。

なお、富山県地域薬剤師確保修学資金貸与条例の規定により修学資金の返還の債務が生じたときは、返還期限までに貸与を受けた修学資金を確実に返還します。保証人は、それぞれ返還の債務を本人と連帯して負担します。

（添付書類）保証人の印鑑証明

様式第5号（第8条関係）

借用証書

年 月 日

富山県知事 殿

本人	決定番号	
	住所	
	氏名	印
保証人	住所	
	氏名	印
保証人	住所	
	氏名	印

富山県地域薬剤師確保修学資金貸与条例に基づき、富山県地域薬剤師確保修学資金として次のとおり借用しました。

なお、修学資金の返還の債務が生じたときは、年 月 日付けの誓約書に従い、返還期日までには確実に返還します。保証人は本人と連帯して、返還の債務を負担します。

- 1 借用金額 金 円
- 2 貸与を受けた期間 年 月から 年 月まで

様式第6号（第9条関係）

修学資金交付辞退届

年 月 日

富山県知事 殿

決定番号

届出者 住所

氏名

次のとおり富山県地域薬剤師確保修学資金の交付を受けることを辞退します。

- 1 辞退する修学資金 年 月分からの授業料及び修学費
- 2 辞退理由

様式第7号（第11条関係）

修学資金返還計画書

年 月 日

富山県知事 殿

本人 決定番号
住所
氏名
連帯保証人 住所
氏名
連帯保証人 住所
氏名

富山県地域薬剤師確保修学資金貸与条例施行規則第11条の規定により次のとおり修学資金を返還したいので承認して下さるようお願いいたします。

借入総額		円
免除承認額		円
該当事由		
既に返還した修学資金の額		円
今回返還すべきこととされた修学資金の額		円
返還方法	一時払	円
	月賦	円（1回の返還額） 円
	半年賦	円（1回の返還額） 円
	年賦	円（1回の返還額） 円
返還期間		

備考 富山県地域薬剤師確保修学資金貸与条例第8条各号に該当し、返還の猶予を受けていた者にあつては、該当事由の欄には、当該各号に該当しなくなった理由を記載すること。

様式第8号 (第12条関係)

修学資金返還猶予申請書

年 月 日

富山県知事 殿

申請者
決定番号
勤務先
住所
氏名

富山県地域薬剤師確保修学資金貸与条例第8条の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けたいので申請します。

返還未済の修学資金の額	円
猶予を受けようとする期間	年 月から 年 月まで 箇月
猶予を受けようとする理由	

備考 該当事由を証明する書類を添付すること。

様式第9号（第14条関係）

修学資金返還免除申請書

年 月 日

富山県知事 殿

決定番号

申請者 住所

氏名

富山県地域薬剤師確保修学資金貸与条例第9条の規定により次のとおり修学資金の返還の免除を受けたいので申請します。

返還未済の修学資金の額	円	貸与を受けた額	円
免除を受けようとする額			円
該当事由	富山県地域薬剤師確保修学資金貸与条例第9条第 項第 号		
指定特定医療機関の名称及び従事期間	名称	従事期間	
		年 月 日から	年 月 日まで
		年 月 日から	年 月 日まで
特定製薬企業又は特定行政機関の名称及び勤務期間	名称	勤務期間	
		年 月 日から	年 月 日まで
育児休業	有 ・ 無	年 月 日から	年 月 日まで
休職	有 ・ 無	年 月 日から	年 月 日まで
停職	有 ・ 無	年 月 日から	年 月 日まで
その他これらに準ずる休業	有 ・ 無	年 月 日から	年 月 日まで
特別休業	有 ・ 無	年 月 日から	年 月 日まで
薬剤師免許の取得年月日	年 月 日		

備考

- 1 該当事由を証明する書類を添付すること。
- 2 修学資金の貸与を受けた者が死亡したときは、保証人が申請すること。
- 3 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付すること。
- 4 特別休業欄には、休業期間のうち、特定薬剤師としての従事又は勤務上の負傷及び疾病等に伴う休業の期間を記載すること。

